利 用 者 の た め に

Ⅰ　2013年漁業センサスの概要

１　調査の目的

2013年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通･加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

２　根拠法規

2013年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第９条第１項、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年５月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第６条第４項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

３　調査体系

<table>
<tr><th colspan="2">調査の種類</th><th>調査の系統</th><th>調査の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">海面漁業調査</td><td>漁業経営体調査</td><td>農林水産省
｜
都道府県
｜
市区町村
｜
調査員</td><td rowspan="5">自計報告調査
（面接調査も可能）</td></tr>
<tr><td>漁業管理組織調査</td><td rowspan="5">農林水産省
｜
地　域
センター等
｜
調査員</td></tr>
<tr><td>海面漁業地域調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内水面漁業調査</td><td>内水面漁業経営体調査</td></tr>
<tr><td>内水面漁業地域調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流通加工調査</td><td>魚市場調査</td><td rowspan="2">自計報告調査
又は
オンライン調査</td></tr>
<tr><td>冷凍・冷蔵、水産加工場調査</td></tr>
</table>

４　調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第１項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

なお、福島県については試験操業を含む。

５　調査事項

(1)　漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(2)　個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

６　調査期日

平成25年11月１日現在で実施した。

７　調査方法

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

８　集計方法

単純積み上げにより算出した。

９　目標制度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

Ⅱ　利用上の注意

１　報告書の構成

本報告書は、2008年漁業センサス及び2013年漁業センサスの海面漁業調査の調査対象となった漁業経営体について、継続経営体、新規着業経営体に関する統計を取りまとめ、漁業構造の変化に関する統計として、全国編、大海区編及び都道府県編に区分して編集したものである。ただし、福島県は、秘密保護の観点から都道府県編に掲載していない。

２　用語等の解説

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去１年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
過去１年間	平成24年11月１日～平成25年10月31日の期間
継続経営体	2008年漁業センサスと2013年漁業センサスの海面漁業調査客体名簿を照合して、同一漁業地区内で世帯主氏名、事業所名又は代表者名が一致（世帯主氏名等が世代交代等により不一致であっても実質的に経営が継続しているものを含む。）し、かつ経営組織が一致した経営体をいう。
新規着業経営体	2013年漁業センサスの漁業経営体であって、継続経営体以外の経営体をいう。 なお、漁業地区をまたがって転入した経営体については、実質的に経営が継続している経営体であっても新規着業経営体としている。
休廃業経営体	2008年漁業センサスの漁業経営体であって、2013年漁業センサスの漁業経営体（継続経営体）にならなかった経営体をいう。 なお、漁業地区をまたがって転出した経営体については、実質的に経営が継続している経営体であっても休廃業経営体としている。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項に基づき設立された株式

	会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号（以下、「水協法」という。））に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第２条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。 これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去１年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去１年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア　過去１年間に主として営んだ漁業種類（販売金額１位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 イ　過去１年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船１トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類	漁業経営体が過去１年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去１年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を２種類以上営んだ場合、販売金額１位の漁業種類をいう。
漁船	過去１年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在に保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に１台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうち１隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
海上作業	ア　漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ　定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 ウ　地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ　漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。 オ　養殖業では、次の作業をいう。 (ｱ)　海上養殖施設での養殖 a　漁船を使用しての養殖施設までの往復 b　いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c　採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 (ｲ)　陸上養殖施設での養殖 a　採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）で

	の全ての作業 b　養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 c　池及び水槽の見回り d　給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e　収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。 ア　漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。） イ　漁具、漁網、食料品の積み込み作業 ウ　出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ　悪天候時の出漁待機 オ　餌の仕入れ及び調餌作業 カ　真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業 キ　漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク　自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。 ケ　自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
個人経営体の専兼業分類 専業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。
第１種兼業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入が自家漁業以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第２種兼業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い人をいう。
自家漁業の後継者	過去１年間に漁業に従事した人のうち、将来、自家漁業の経営主にな

	る予定の人をいう。
新規就業者	過去１年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、①新たに漁業を始めた人、②他の仕事が主であったが漁業が主となった人、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった人のいずれかに該当する人をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した人については、前述のうち海上作業に30日以上従事した人を新規就業者とした。

３　表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

４　ホームページ掲載案内

この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「水産業」でご覧いただけます。

【http://www.maff.go.jp/j/tokei】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

５　大海区区分図

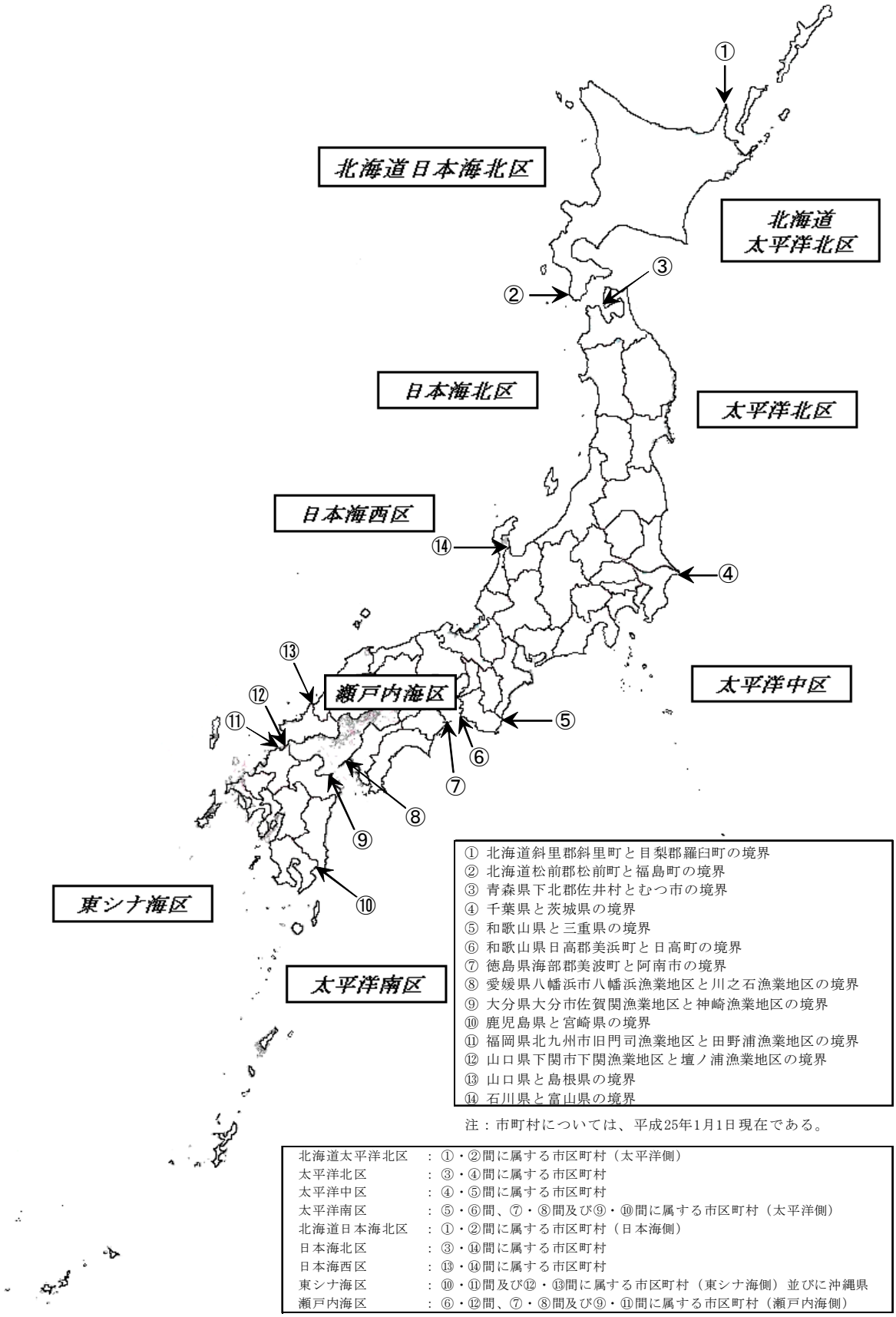

① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
④ 千葉県と茨城県の境界
⑤ 和歌山県と三重県の境界
⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
⑬ 山口県と島根県の境界
⑭ 石川県と富山県の境界

注：市町村については、平成25年1月1日現在である。

北海道太平洋北区	：①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	：③・④間に属する市区町村
太平洋中区	：④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	：⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	：①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	：③・⑭間に属する市区町村
日本海西区	：⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	：⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	：⑥・⑫間、⑦・⑧間及び⑨・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）

Ⅲ　2013年漁業センサス（海面漁業調査）の主な改正点

2013年漁業センサス（海面漁業調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

個人経営体の世帯員に関する調査事項

2008年漁業センサスまでは、個人経営体の世帯員について名前等（経営主との続柄又はＡＢＣ等の記号）を記入する方式としていたが、2013年漁業センサスからは経営主との続柄を続柄番号で把握することにより、世帯の状況をより正確に把握することとした。

Ⅳ　報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第１巻　海面漁業に関する統計（全国・大海区編）
第２巻　海面漁業に関する統計（都道府県編）
第３巻　海面漁業に関する統計（市区町村編）
第４巻　海面漁業に関する統計（漁業地区編）
　第１分冊　北海道・東北・北陸
　第２分冊　関東・東海・近畿
　第３分冊　中国・四国
　第４分冊　九州・沖縄
第５巻　海面漁業の構造変化に関する統計
第６巻　海面漁業の団体経営体に関する統計
第７巻　内水面漁業に関する統計
第８巻　流通加工業に関する統計（全国、都道府県、市区町村編）
第９巻　流通加工業に関する統計（漁業地区編）

別冊１　2013年漁業センサス総括編
別冊２　THE 2013 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

Ⅴ　お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班
電話：（代表）０３－３５０２－８１１１　内線３６６０
　　（直通）０３－３５０２－８４６７
FAX：　　０３－５５１１－７２８２